

学 法 第 1 0 4 9 号
令 和 6 年 10 月 4 日

各都道府県
私立高等学校等奨学給付金担当課長 殿

鹿児島県総務部学事法制課長

令和6年度鹿児島県私立高等学校等奨学給付金に係る二次申請期限の
周知について（依頼）

本県の私学行政については、平素から格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和6年6月21日付け学法第1038号にて、令和6年9月13日を一次申請期限として制度の周知を依頼しておりましたが、標記給付金の受給資格があるにもかかわらず、未だ申請を行っていない保護者等が見受けられることから、下記の二次申請期限まで申請の受付を行いますので、貴課所管の私立高等学校等に対し、別添の依頼文を配布する等により再度周知くださるようお願いいたします。

記

1 二次申請期限

令和6年10月31日（木）

※ 家計急変については、令和7年2月28日（金）

2 申請書類の入手方法

鹿児島県のホームページからダウンロードしてください。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoiku-bunka/school/shiritu/kyuhukin.html>

【問合せ先】

鹿児島県総務部学事法制課私立学校係

住所：〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

T E L : 099-286-2146

F A X : 099-286-5508

E-mail : gbgakkou@pref.kagoshima.lg.jp